

## 今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場について

今年3月31日に成立した義務標準法の一部を改正する法律により、全国の公立小学校では、約40年ぶりに40人から35人学級へ、5年間で段階的に引き下げられることになった。

この定数改善の実施にあたって、国と地方が課題を共有し、連携して課題の解決に向けた改善策を検討するため、「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」（以下「協議の場」という。）が設置された。

### 1. 協議の場の概要

- ・今後の教職員定数の在り方や小学校の35人学級を計画的に進める上での課題等について検討を行うため、文部科学省、総務省及び地方公共団体による協議の場を開催
- ・協議の場は、全国知事会など地方3団体と、総務省、文部科学省で構成

### 2. 第1回協議の場（5月17日）について

- (1) 日時 令和3年5月17日（月）11時30分～12時38分
- (2) 場所 文部科学省 11F 省議室 ※Web会議システム併用での開催
- (3) 出席者  
全国知事会 飯泉会長（徳島県知事）  
全国市長会 吉田社会文教委員会委員長（本庄市長）  
全国町村会 佐々木秋田県町村会会長（東成瀬村長）  
総務省 熊田総務副大臣 他  
文部科学省 萩生田文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、鰐淵文部科学大臣  
政務官 他
- (4) 議題
  - ①文部科学省説明  
国会における法案審議の概要、質の高い教師の確保について等  
※文部科学大臣から、協議の場で取り上げる課題について、加配定数を含めた教職員定数の適切な配置、質の高い教師の確保や正規教員の配置の促進のための取組、外部人材の活用、少人数学級の効果の検証、教室不足への対応を含めた教室の環境整備といった点が示された。
  - ②地方団体意見発表（全国知事会からは別紙の意見項目を提出）

※今後、協議の場の下に設置する実務ワーキンググループで課題を整理した上で、協議の場で議論を進めていく方針

今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場 意見項目

令和3年5月17日  
全国知事会会長 飯泉嘉門  
(徳島県知事)

1 教職員定数の改善が必要な事項について

- 中学校における少人数学級編制の実現
- 小学校高学年における教科担任制を効果的に実施するために必要な教員数の基礎定数化

2 小学校の35人学級を計画的に進める上での課題等について

- 「指導方法工夫改善」「児童生徒支援」等の加配定数の維持